介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会最終報告(素案)概要「

第8回介護センター検討会資料4

経緯

- 厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会報告(平成22年12月)において、指定法人制度の在り方を全面的に見直すこととされた
- 〇 労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で改めて検討することとされた(平成23年11月)

検討会中間報告(平成24年10月)

- これからのセンターの役割として「国の代替機能」「専門性の向上」「地域における関係機関との連携」「人材の発掘・定着」を強化
- 交付金依存体質改善に向け、交付金が年間収入の3分の2を下回るよう「自主事業の拡大」「交付金用途の特化・重点化」に取り組む

中間報告を受けた取組等

介護センターの事務・事業の見直し

【国の代替機能】

- 雇用管理相談援助の対象を離職率の高い傾向のある小規模事業所や設置からの年数が短い事業所に重点化
- ・実務者研修に再就職または職場定着に資する現場実習等を加味した介護労働講習の実施 など

【専門性の向上】

・能力開発セミナーに雇用管理改善の内容を加えるなど、雇用管理改善事業と能力開発事業の連携の強化など

【地域における関係機関との連携】

・各地域における介護労働の現状と課題、展望等について、行政機関、民間団体と情報交換・議論を行う「介護労働懇談会」を 主催

【人材の発掘・定着】・幅広いニーズに対応した研修の実施

交付金依存体質の改善

【自主事業の拡大】 「専門的かつ高度な研修の拡充」「都道府県等で行う事業の積極的な受託」「賛助会員加入促進」により自主事業を拡大 【交付金の用途の特化・重点化】 交付金の用途の特化や重点化、組織のスリム化・合理化により交付金の予算額は大きく削減 自主事業の拡大などの取組の成果により、平成27年度は、60,44%と3分の2を下回る結果となった。

指定法人制度について

【指定法人制度の在り方について】

【指定基準の在り方について】

【指定法人としての介護センターについて】

まとめ

本検討会報告を踏まえるとともに、ニーズの増大や変化を捉え、雇用管理改善及び能力開発業務に積極的に取り組んでいくべきである。

介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会最終報告(素案)

本検討会は、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会(以下「基本問題部会」という。)報告(平成23年10月25日)を受けて設置され、財団法人介護労働安定センター(平成25年4月1日より公益財団法人介護労働安定センター。以下「介護センター」という。)の組織や運営の在り方について、平成23年11月24日から8回にわたり、議論を重ねてきたところであり、これまでの議論を踏まえ最終報告を取りまとめたので報告する。

【はじめに】

我が国では、急速な少子・高齢化の進展を背景として人口減少社会へ突入している一方で、介護サービスを必要とする方々の増加に伴い、介護労働力の需要が増大している。平成 12 年度の介護保険制度スタート時に約 55 万人であった介護労働者数も、平成 25 年度には約 171 万人と着実に増加しているところだが、団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年度に最大で約 253 万人必要と見込まれる介護人材を確保するためには、これまで以上のペースで介護人材を増やす必要がある。

このような中で、介護人材を増やすためには、介護を担う労働者が安心して働ける魅力ある職場づくりが重要になってきている。

介護センターは、国の代替機関として、介護労働者の雇用管理改善、職業能力開発に資する事業を行っており、厚生労働省は、介護センターを通じて行う施策がより実効性のあるものとするため、不断の見直しを行っているところである。

I これまでの経緯

介護センターの事業は、雇用の安定、職業能力の開発に資することから、 国より雇用保険二事業として交付金が支出されている。このため、平成22年 度に雇用保険二事業を対象として行われた行政刷新会議事業仕分けや厚生労 働省省内事業仕分けの対象となった。

さらに、平成22年12月に厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会において、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直すこととされ、指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定することとされた。

その検討は、関係する審議会等で行われることとされ、基本問題部会において検討が行われた結果、平成23年10月に「財団法人介護労働安定センターに関する指定法人制度の在り方、指定基準の在り方、財団法人介護労働安定センターを指定法人とする妥当性については、同センターが平成25年度を目途に交付金依存体質を改めることに向け、同センターの組織や運営の在り方について、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で、改めて検討を行うべきである。」とされた。

この報告を受け、「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」(以下「検討会」という。)で数次にわたり検討を行い、平成24年10月に「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会中間報告」(以下「中間報告」という。)を取りまとめた。

Ⅱ 中間報告について(平成24年10月)

中間報告の取りまとめに当たり、検討会では、平成25年度を目途に交付金 依存体質を改めることを中心に以下の2点について議論を行った。

1 これからの介護センターの役割

介護事業主が介護センターに期待すること(ヒアリング、アンケート調査結果)及び検討会の議論を踏まえ、介護センターの以下の事業等を強化すべき。

(1) 国の代替機能

雇用管理改善事業、能力開発事業、介護労働実態調査、ワンストップ機 能

(2) 専門性の向上

介護センター事業相互の関係性の向上、情報提供における専門性の向上、 専門的な研修の実施

- (3) 地域における関係機関との連携 地域の関係機関を集めた、プラットフォームを都道府県ごとに設置
- (4) 人材の発掘・定着 介護人材を発掘、育成するための幅広い研修の実施

2 交付金依存体質改善のための方策

交付金依存体質とは、「国から交付された補助金等が年間収入の3分の2 以上を占める公益法人(公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施 計画(平成14年3月29日))と理解し、介護センターの予算に占める交付金の割合が高い状態(交付金依存体質)を改めるために、以下の方向性から取り組む必要がある。

(1) 自主事業の拡大

都道府県で行う能力開発事業の積極的受託、賛助会員加入の促進、介護 事業主のニーズに応じた高度な内容の研修・セミナーの実施等

(2) 交付金の用途の特化・重点化 雇用管理相談援助の特化・重点化、能力開発事業の重点化等

Ⅲ 介護センターの事務・事業の見直し

介護センターでは、上記中間報告を踏まえ、事業の見直しを図ってきたところであるが、中間報告後の主な取組状況については以下のとおりである。

1 国の代替機能

(1) 雇用管理改善事業

雇用管理相談援助の対象を離職率の高い傾向がある小規模事業所や設置からの年数が短い事業所を中心に設定し、課題解決に取り組んでいる。なお、雇用管理相談援助を受けた事業所の離職率は、全産業と比較しても低くなっている(平成26年全産業平均15.5%、平成27年度に相談援助を受けた事業所の離職率12.6%)。

(2) 能力開発事業

実務経験をもって介護福祉士試験を受験する者に平成28年度から義務づけられる実務者研修に、再就職または職場定着に資する現場実習等を加味した介護労働講習を平成25年度から実施している(平成27年度における介護労働講習修了者の講習終了後3か月時点の就職率は92.7%)。また、介護福祉士等の専門資格を有する職員(介護能力開発アドバイザー)等を配し、能力開発に関する相談援助業務を行っている(平成27年度は全国で2,226件実施)。

(3) 介護労働実態調査

調査結果の経年比較を行うとともに、新しい質問項目を盛り込むなど、介護事業主、介護労働者、介護事業関係者のニーズの実態を把握し、政策に反映できるように取り組んでいる。

(4) ワンストップ機能

地域の介護関係の行政機関、民間団体が参集し、介護労働の現状と課題、 展望等についての情報交換・共有等を行う介護労働懇談会を実施してい る(平成27年度は全国で112回実施)。

2 専門性の向上

(1) 介護センターの事業相互の関係性の向上

能力開発セミナーのカリキュラムに、能力開発の重要性・具体的手法等のみでなく、雇用管理改善の内容を加えて研修を行うなど、雇用管理改善事業と能力開発事業の連携を強化している。

(2) 情報提供における専門性の向上

雇用管理相談援助で蓄積した質問を整理し、雇用管理改善の「FAQ」を作成して本部ホームページに掲載している。

(3) 専門的な研修の実施

事業所ニーズを踏まえたオーダーメイド型研修、喀痰吸引等研修、同行援護従事者養成研修、認知症介護実践研修など、他の機関では実施が困難かつ専門的で多様な研修を実施している。

3 地域における関係機関との連携

介護労働懇談会を、平成25年度より各支部(所)で年間2回以上開催しており、各地域における介護労働の現状と課題、展望等について情報交換・議論を行っている。

また、合同就職面接会や「介護の日」(11 月 11 日)などに実施される介護の魅力発信のための各種の取組(イベント)では、介護事業者・介護労働者の相談窓口を開設するなどハローワーク等と連携を図っている。

4 人材の発掘・定着

交付金事業である介護労働講習に加え、自主事業として、介護職員初任 者研修等の基礎的な研修から、実務者研修等の専門的な研修まで幅広いニ ーズに対応して実施している。

IV 交付金依存体質の改善

交付金依存率については、各年度決算ベースで、平成22年度までは75%を上回っていたが、大幅に改善が進み、平成24年度は65.99%と3分の2を下回ることとなった。

しかしながら、平成 24、25 年度に介護人材の養成体系が見直され、介護福祉士資格の取得方法が変わったこと等により、介護センターの自主事業の取組にも影響が生じ、交付金依存率は、平成 25 年度は 68.15%、平成 26 年度は 68.13%と再び 3 分の 2 を上回ることとなった。

その後、改善に向けた取組の成果により、平成27年度においては、60.44%

と3分の2を下回る結果となった。

以下については、交付金依存体質の改善に向けた主な取組である。

1 自主事業の拡大

(1) 専門的かつ高度な研修の拡充

事業所の要望に応じたオーダーメイド型講習、介護福祉士等資格取得を 支援する講習、他の機関では提供が難しい喀痰吸引等研修、同行援護従 事者養成研修など、専門的かつ高度な研修を拡充して取り組んでいる。

(2) 都道府県等で行う事業の積極的な受託 都道府県等で行う雇用管理改善事業及び能力開発事業については、公募 情報を入手し、積極的に競争入札に参加している。

(3) 賛助会員加入促進

介護センターが指定する講習の割引制度を会員特典として新たに設け、 リーフレット等で周知を図ったほか、事業所訪問した際、機関誌を配付 し、加入促進を図っている。

2 交付金の用途の特化・重点化、組織のスリム化・合理化

前述「Ⅲ-1 国の代替機能」のとおり、交付金の用途の特化や重点化に取り組むとともに、組織のスリム化・合理化に取り組んでおり、交付金の予算額は、平成 21 年度以降大きく削減されている(平成 21 年度予算額 30.5 億円、平成 27 年度予算額 16.9 億円)。

V 指定法人制度について (P)

検討会において、介護センターに関する指定法人制度の在り方、介護センターを指定法人とする妥当性等について検討した結果は、以下のとおりである。

- 1 指定法人制度の在り方について
 - (1) 指定法人制度の存廃について
 - (2) プロポーザル方式について

- 2 指定基準の在り方について
- (1) 現在の指定基準を見直す必要性について
- (2) 指定基準や指定法人の妥当性に関する定期的な検証、指定法人の指定理由に関する情報公開の在り方について
- 3 指定法人としての介護センターについて
- (1) 介護センターを指定法人とすることの妥当性について
- (2) 指定法人としての介護センターの業務運営について

【おわりに】

介護分野の労働力の需要は増大が見込まれる中にあって、介護センターは、本検討会の報告を踏まえるとともに、ニーズの増大や変化を的確に捉え、介護労働者の福祉の増進を図るため、雇用管理改善及び能力開発に係る業務について、積極的に取り組んでいくべきである。